

不易と流テ

「時代を経ても変わらないもの」（不易）と
「時代とともに変化するもの」（流行）とが
緊張関係のもとで調和してこそ新たな価値
が生まれ出される。
（松尾芭蕉）

金融所得一體課税の次は個人財産形成支援税制

中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティチュート所長

森信茂樹

株式譲渡益と配当の一體課税

昨年末の与党税制改正大綱（平成十九年十二月十三日）によつて金融所得一體課税は次のような決定がなされた。

かる税率については、二十一年一月一日から二十二年十二月末日までの二年間は、五百〇〇万円以下の譲渡益および一〇〇万円以下の配当について軽減税率一〇%を適用する。二十三年一月一日以降は二〇%（所得税十五%、住民税五%）とする。

「上場株式等の配当および譲渡益にか

かる税率については、二十一年一月一日を導入する。また、特定口座を通じて損益通算を行う方法については、証券会社のシステム開発等の準備が整つた段階から適用可能とする。この合意に対しても、二十一年までの二年間は確定申告を行う必要性が生じるという大きな課題を残した、配当以外の

金融所得（つまり利子所得）についての取り扱いが記されておらず、金融所得一体課税の全貌が不明確である、配当に対する軽減税率が二年間で終了する、等の批判が行われているが、懸案であつた配当を合算課税の対象としたことの意義は大きく、まずはグローバルスタンダードの税制に向かうものと評価してよい。

金融所得一体課税が必要な理由は、わが国の金融税制を、「資本に対する効率的な税制の構築」というグローバルスタンダードに合わせ、投資家の利便の向上だけでなく、高齢化のもとで貴重な資本の活用や企業の資金調達を効率化することにより経済の活性化を図る必要があるということである。世界の金融所得に関する税制の潮流は、北欧の二元的所得税に始まり、オランダ、ドイツで合意され、さらにはフランス、英国にも波及した考え方で、金融所得を、累進課税せざるを得ない勤労所得から分離して、低率の比例税率で課税するというものである。OECDやIMFといった国際機関は、二元的所得税・金融所得一体課税を、「金融の国際化、金融技術の発達のもとで、

包括的な所得税に代わる新たな税制思想」と位置づけている。

個人資産形成を支援する

金融所得優遇税制

今回の決定で、平成二十二年（二〇一〇年）から特定口座を使って株式譲渡益と配当とを一体課税できることになるので、投資家の利便は大幅に向上する。私は、この機会をとらえて、さらにこの制度に付加価値を付けることを提言したい。

それは、一体課税できる特定口座を活用した、老後の個人資産形成支援のための税制の導入である。このような制度は、米国や英国にもあり、個人の老後の生活を公的年金だけに頼るのではなく、自己責任のもとで蓄えるという自助・自立思想に沿うものである。ポイントは、これから述べるように、税制優遇といつても、課税を行わないのではなく、老後の引き出し時まで課税を繰り延べるもの（これをおいて消費課税型と称す）で、税制として十分理屈のつくものである。

では、個人資産形成を促進する金融所

もりのぶ しげき

法学博士。1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京大学客員教授、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務省財務総合政策研究所長、2006年9月から中央大学法科大学院教授。ジャパン・タックス・インスティチュート(<http://www.japantax.jp/>)所長。著書に、「日本が生まれ変わる税制改革」(中公新書)、「日本の税制」(PHP新書)、「抜本的税制改革と消費税」(大蔵財務協会)等。



得優遇制度とはどのようなものか。

税制優遇の方法は、米国のロス IRA（個人退職勘定）のように、特定口座の年間拠出額に制限（たとえば年間五〇〇万円）をつけ、一定年齢後（たとえば六五歳）に引き出すことを条件に、運用益を非課税にするのである。

米国の個人年金には、個人退職勘定 (Individual Retirement Account = IRA)、

ロス IRA、自営業者退職制度（キオプラン）の三つがあり、七〇〇〇万人の労働者が、年間二〇〇〇億ドルの年金を受給し、高齢者の所得の五分の一をまかなう規模となっている。IRA、キオプランは「拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税」だが、ロス IRA は、「課税後所得から拠出して引き出し時に非課税」となっている。双方は方法は異なるものの、基本的に同額（同価値）の税制優遇措置である。

個人年金は、自営業者や企業年金のない被用者を中心に、老後の資金を積み立てての受け皿となり、また企業年金があつても所得が一定額以下の人や、専業主婦など収入のない配偶者も積み立てる」と

が可能である。限度額は、二〇〇一年の経済成長減税調整法 (EGTRRA) により、二〇〇八年までに年間五〇〇〇ドルに引き上げられる。税制優遇の規模を、毎年財務省が公表する租税特別措置の減収額で見ると、個人退職金勘定への税制優遇 (IRA の運用益非課税等) 一五〇億ドル（一兆六、七〇〇〇億円）となつている。

英國には、そもそも個人の金融資産形成を助ける制度として、ISA (Individual Saving Account 個人貯蓄勘定)、チャイルドトラスト（子供向け）があり、個人年金プランとして、ステークホールダー年金がある。ISA は、PEP（個人持ち株制度）、TESSA（免税特別貯蓄口座）を経て導入されたもので、投資対象ごとに、キャッシュ型と株式・投信型とに別れ、上限がある。課税後の所得から積み立て、受け取り利息・配当・分配金・キャピタルゲイン等を非課税にするもので、思想的には引き出し時までの課税繰り延べ制度である。引き出し時の制限はない。

公的年金の肥大化は、果てしもない大

きな政府につながりかねない。個人が老後の資金を自己責任で積み立てることを政府が支援する、そこに小さな政府に向けたの第一歩があると考える。公的年金の税方式が議論され始めたが、その際には二階建て部分の扱いを税制を含めて考えなければならない。わが国でも早急に議論を開始すべきアジェンダだ。

なお、私が座長を務めた「金融所得税研究会」は、二〇〇七年十月に「金融所得一体課税——その位置づけと導入にあたつての課題」と題する報告書（以下「報告書」）を公表した。銀行（全国銀行協会）と証券（証券業協会）の両業界が参加するとともに、租税法学者、弁護士、実務関係者、シンクタンク研究者、経済界（経団連）の専門家が十数回の議論を経て取りまとめた実践的な内容のものなので、ぜひご参照いただきたい。報告書は、ジャパン・タックス・インスティチュートのホームページ <http://www.jaitax.jp/shinicyaku/index.htm> から入手できる。